

(案)

令和5～6年度 沖縄県立中部病院 給食業務委託契約

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下「甲」という。）と、
“ 貴 社 名 代 表 者 名 ”（以下「乙」という。）とは、
給食業務委託の委託に関して次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 甲は、給食業務委託の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- 2 前項の委託業務の範囲は、次に掲げるものとする。
業務内容の詳細については別紙仕様書のとおり。

(委託料)

第2条 本契約に基づく委託料は、委託した分について、契約額 円
（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 この契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合、甲は契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

- 2 前項の解除においては、契約内容等の見直しなどにより、予算の範囲内における変更契約の可能性などについて甲乙で十分協議を行った上でこれを行うこととする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金は、沖縄県財務規則第100条第1項に基づき契約金額の100分の5以上とする。ただし、財務規則第100条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第1項に基づき契約金額の100分の10以上とする。ただし、財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

(委託料の請求)

第5条 委託料の請求及び支払は1ヶ月毎とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(委託料の支払い)

第6条 乙は、毎月初めに前月分の委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、委託業務の遂行上それぞれ知り得た相手方固有の業務上又は技術上の機密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

2 乙は甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写、複製してはならない。

3 乙は甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委任の制限)

第8条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指定停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

4 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(事故報告)

第9条 乙は、委託業務の履行に関し事故が生じた場合は、直ちに甲に対して事故の状況を報告しなければならない。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 乙は、本契約に関して発生する一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を遂行するに当たって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 前項の損害賠償は甲乙協議して定める。

(業務遂行上の責任者等)

第12条 乙は委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定める。

(業務遂行及び調査等)

第13条 乙は、委託業務の実施につき、甲と十分協議し、委託業務を円滑に遂行しなければならない。

2 甲は必要がある時は、乙に対し委託業務の実施状況につき、調査を行い又は報告を求めることができる。

(個人情報の取り扱い)

第14条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団等の排除)

第15条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条1号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一つに該当するに至ったときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約の債務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第7条及び第8条の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほかこの契約に違反し、その違反によりこの目的を達することができないと認められるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど認められるとき。

2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって相手方に通知し、この契約を解除することができる。

(違約金等の徴収)

第17条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(協 議)

第 20 条 この契約に定めのない事項又は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協
議の上定めるものとする。

(感染対策)

第 21 条 乙は、甲の指示する感染対策に協力しなければならない。

この契約を証するため、本契約書を二通作成し、甲乙記名押印のうえ、
各自その一通を保管する。

令和 5 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 2 8 1 番地
沖縄県立中部病院
院長 玉城 和光

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。